

# 申告相談 受け付けます

市は、2月5日から3月15日まで、市・県民税、国民健康保険税の申告相談を受け付けます。日程は左のとおりです。期間の後半になるにつれ、会場は込み合いますので、できるだけ指定日に申告するようお願いいたします。

## 公平な課税のため

### 確定申告へのご協力を

市は、正確で公平な課税をするために、対象となるすべての住民の所得状況を把握・確定する申告をお願いいたします。

正当な理由がなく、申告をしなかった場合は「無申告者」となります。無申告者は、所得の確定ができないばかりか、所得証明書の発行や国民健康保険税の軽減を受けることができないなどの不利益が生じます。期限内に必ず申告を済

ませるようお願いいたします。

## 市に住所住居がある人

### 申告が必要です

申告が必要な人は、22年1月1日現在、市内に住所または住居がある人です。次のいずれかに当てはまる人は、申告の必要があります。

- ① 給与所得者で年末調整が完了し、ほかに収入がない人
- ② 収入が公的年金のみで、受給額が70万円以下(65歳以上の人は120万円以下)の人
- ③ 税務署に確定申告書を提出した人

④ 収入がなく、家族の扶養親族になつていない人

※収入がない人でも、①～④のいずれかに当てはまらない人は申告が必要です。

## 申告相談へ出掛ける

### 前に必要書類の確認を

申告には、下の表1の書類などが必要です。特に領収書は、事前に項目ごとにまとめて集計しておく、時間短縮になります。申告相談は、左の表2のとおり各地域ごとに行います。指定日に都合が悪い場合は、資料をまとめて期間前半にお越しください。

## 事業主の地方税手続き

### ネット上で可能に

1月18日から、地方税ポータルシステム(エルタックス)によりインターネットで税の手続きなどが可能になります。このシステムで「給与支払報告書の提出」「個人市・県民税(特別徴収)の各種届出」「法人市民税の申告や各種届出」「固定資産税(償却資産)の申告」ができます。手続きにはエルタックスのホームページから利用届けが必要です。

詳しくは、市市民部税務課 市民税係(☎76-2111、内線1245、1247)まで。

●表1 申告相談に必要な書類など

必ず持ってくるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申告者本人の印鑑</li> <li>○ 口座振替納税を希望する人は、本人名義の預金通帳などと通帳印</li> </ul>	
所得区分ごとの必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給与・年金の所得がある人…源泉徴収票(原本)を全部</li> <li>○ 事業所得の人…収入・経費のわかる書類</li> <li>※詳しくは、1月下旬に各世帯に配布する「平成22年度(21年分)市・県民税(国民健康保険税)の申告について」を参照</li> </ul>	
所得控除(税額控除)を受ける場合に必要書類	生命・地震保険料控除	○ それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保険料(国民健康保険税・介護保険料など)の領収書</li> <li>○ 国民年金保険料の控除証明書または領収書</li> </ul>
	住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書</li> <li>○ 給与と所得がある人…源泉徴収票原本</li> <li>○ 2年目以降の人…平成21年分住宅借入金等特別控除申告書</li> <li>○ 初年度の人…住民票の写し、登記簿謄本、工事請負契約書、建築確認通知書(増改築)</li> </ul>
	市県民税の住宅借入金等特別税額控除(11～18年入居の人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市県民税の住宅借入金特別税額控除申告書の提出は原則不要</li> <li>※退職所得や山林所得がある人は、提出が必要な場合あり</li> <li>○ 給与・退職所得がある人…源泉徴収票原本</li> </ul>
	医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院などの領収書</li> <li>○ 高額療養費や医療費助成、保険などの受け取り額のわかる書類</li> </ul>
	障害者控除	○ 障害者手帳または障害者控除対象認定証(詳しくは26頁参照)

※申告書、収支内訳書などは、1月下旬から市市民部税務課、各総合支所地域振興課窓口にて備え付けています。

●表2 市・県民税、国民健康保険税申告受付日程

	西根地区		松尾地区		安代地区	
	市役所本庁舎 3階大会議室		松尾総合支所 3階大会議室		安代総合支所2階大会議室(2月15 ~19日、3月3~15日)、田山スポー ツ交流館(2月22日~3月2日)	
	午前9時~11時半	午後1時~3時半	午前9時~11時半	午後1時~3時半	午前9時~11時半	午後1時~3時半
2月5日(金)	駅前一・二区	上町、雇用促進				
8日(月)	松川	仲町				
9日(火)	下町一・二区	下町三区				
10日(水)		渋川、渋川開拓				
12日(金)	大石平、白屋	五百森				
15日(月)	両沼	中関	柏台、温泉郷、金沢		畑2区(扇畑)	畑2区(松木田、小屋畑)
16日(火)	北村	山子沢	柏台、温泉郷、金沢		畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢、黒沢、寄木)
17日(水)		山後、岡村	小屋の沢、大花森		細野	豊畑
18日(木)	館腰	薬師	落合	湯沢	浅沢第1	
19日(金)	中村	上平笠	上時森	下時森	浅沢第2	曲田横間
22日(月)	間羽松	中平笠	中松尾			愛の山
23日(火)	町組	下平笠	刈屋	畑	石名坂	平長
24日(水)		高宮	寄木新田、関口		兄川	日瀬通
25日(木)	南平笠	堀切	寄木新田、関口		館市、兄畑	栗木田、杉沢
26日(金)	東	山崎	立石	鹿野	田山下	苗石田
3月1日(月)	松久保	笹目	中郡	上寄木	新興矢神	田山上
2日(火)	椋沢	わし森、駅前	北寄木		折壁	
3日(水)		共新、大泉	中沢		五日市2区	五日市1区
4日(木)	大久保、小福田	野口	山道		五日市4区	五日市3区
5日(金)	寺田新田	帷子	田中	向村	秋葉	
8日(月)	土沢	川原目	谷地中		荒屋	
9日(火)	寺田	上関	上村	森子	新町中央	
10日(水)		若谷地	安比、前森		荒屋新町	
11日(木)	荒木田	館沢	予備日		予備日	
12日(金)	予備日		予備日		予備日	
15日(月)	予備日		予備日		予備日	

※表の斜線部分は、会場準備などのため受け付けできません。ご不便をおかけしますが、指定日の申告にご協力をお願いします。

※期間後半になるにつれて、会場は大変込み合います。指定日に都合が悪い人や、早く資料をまとめた人、還付申告の人は、期間の前半にお越しください。

## 盛岡税務署からのお知らせ

税務署の申告書作成会場が次のとおり開設されます。所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人はご利用ください。

■開設期間 2月1日(月)~3月15日(月)(土日祝日は、2月21日(日)と28日(日)のみ開設)

■開設時間 午前9時~午後4時

■開設場所 盛岡駅西口「アイーナ」

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で、確定申告書、青色決算書、収支内訳書を作成することができますので、ご利用ください。また、電子申告(e-Tax)による5千円の所得税控除が21年分申告まで延長されています。なお、19・20年に利用済みの人は対象外です。詳しくは、盛岡税務署(☎019-622-6141)まで。

## 水曜日は夜間も受け付けます

市は、行政サービス向上の一環として、仕事などの都合で日中に会場へ来ることができない人のため、期間中の水曜日に限り、夜間も次のとおり申告相談を受け付けます。

■実施期日

2月10日、17日、24日、3月3日、10日

■受付時間

午後4時半~7時

■受付場所

市役所本庁3階大会議室のみ

※申告相談は、可能な限り指定の日時に受け付けを行ってください。

詳しくは、市市民部税務課(☎76-2111、内線1245、1247)まで。